

諮詢第十七号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮詢について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十一條の三第七項の規定に基づき、諮詢する。

平成二十六年十一月八日提出

青 森 市 長 鹿 内 博

異議申立書（下水道使用13）

平成26年7月14日(月)

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成26年7月4日付け平成26年度下水道使用料督促状(平成26年5月分)  
による処分。

3. 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日

平成26年7月5日(土)

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、平成25年6月分下水道使用料に係る督促状に対する異議申立(平成25年8月9日)以来一貫して、貴職に下水道使用料徴収に関して法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

異議申立人は、再三にわたり「貴職は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例（以下「条例」という。）第2条第1項の規定による督促状を発行しなければ、条例第4条第1項の規定による延滞金を徴収できないという条例上の規定があるにも拘わらず、異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金を徴収しないという具体的な金銭上の不利益を市及び青森市公共下水道利用者に与えている。延滞金には納期限までに納付しない者に対するペナルティ的性格と、下水道使用料で下水道事業に要する経費を賄っているのでそれが不足した場合には不足分を借り入れして調達しなければならず金利負担が生ずるのでその金利負担分という性格がある。延滞金の徴収は下水道事業運営上は必要不可欠なものである。貴職は下水道事業は赤字だと主張しているが、もしそうだとすれば、その赤字分は市の一般会計から補填していることになり、延滞金不徴収は市の財政を確実に毀損していることになる。にも関わらず、異議申立人に対してのみ狙い撃ち的に督促状を発行し督促手数料・延滞金を徴収するのは不公平極まりなく、他の下水道使用料滞納者にも法令に則った督促状を発行して督促手数料・延滞金を徴収するるべきだ。」と主張してきたが、貴職はこの異議申立人の主張について異議申立人に対して具体的な説明をすることなく無視し続けてきたが、近時にいたり「市では現在、下水道使用料のみを滞納している者



については督促状を発行しており、平成 25 年度は、遡及賦課分を含め 216 件、平成 26 年度は、6 月 11 日現在で 5 件の督促状を発行している。上水道及び下水道の両方を滞納している者については、法令で定める適切な債権管理を行うため、現在、関係部局と鋭意協議を進めている状況である。」(平成 26 年第 2 回青森市議会定例会(6 月 24 日)民生環境常任委員長報告書 4 頁上から 5 行目から 10 行目まで)と主張しているが、この主張は異議申立人の主張に応えていないことは明らかである。平成 25 年度、26 年度の督促状発行件数から遡及賦課分を除いた督促状発行件数は何件なのか記載されていない。異議申立人は毎月発行される下水道使用料納入通知書に対応して発行すべき督促状のことを問題視しているのであり、それを例外的で本来あり得ない貴職の過失による遡及賦課分を取り上げて「眞面目に督促状を発行していますよ」との主張は不真面目そのものである。また、「上水道及び下水道の両方を滞納している者については、法令で定める適切な債権管理を行うため、現在、関係部局と鋭意協議を進めている状況である。」との主張も又面妖である。異議申立人は「下水道使用料滞納者に対して督促状を発行し、指定納期限までに納付しない者からは延滞金を徴収するべきだ。それが地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定であり、条例第 4 条第 1 項の規定の趣旨である。」と主張しているのであり、給水停止という手段を有している上水道料金の債権管理について異議申立人は異議を申し立てているわけではない。それを上水道の債権管理を持ち出して議論を混乱させている。異議申立人は、貴職が法令に則った督促状を発行しないことは地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に違反しており、延滞金の不徴収という金銭上の損害を青森市に与えている、と主張しているのである。貴職はこの主張に誠実に応えるべき義務があるにも関わらず、この主張に対して貴職は一度も明確に貴職の見解を示していない。異議申立人は、貴職は、貴職が青森市長に就任以後現在に至るまでの下水道使用料不徴収により青森市に与えた損害を賠償するべきであると主張しているのである。もはや誤解・勘違いのレベルではなく確信的に下水道使用料延滞金の徴収を怠っていることは明らかである。貴職が法令を遵守し、市民に対し真摯に情報公開をするする意思がないことは、「平成 26 年第 2 回青森市議会定例会(6 月 24 日)民生環境常任委員長報告書」に記載されている「上水道及び下水道の両方を滞納している者については、法令で定める適切な債権管理を行うため、現在、関係部局と鋭意協議を進めている状況」に関する行政文書開示請求に対する「行政文書不開示決定通知書(平成 26 年 7 月 11 日付け青市指令下総第 24 号)」でのにべもない開示拒否によっても明らかである。平成 25 年 8 月以来およそ 1 年経過しているにも拘わらず、何らの結論を出すことなく、その協議経過さえ秘匿している現状は貴職の市民に対する背信に等しいことである。貴職は法令違反を知りつつも、異議申立人に対して狙い撃ち的に督促状を発行するのは、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は違法不当であり取り消されるべきものである。

#### 6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

#### 7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。